

「労働組合資格審査」を申請されるみなさまへ

兵庫県労働委員会（以下、「労働委員会」という。）の労働者委員候補者の推薦書を兵庫県産業労働部労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課に提出される際には、労働委員会が発行する「労働組合資格証明書」の添付が必要となります。

この資格審査には相当の期間を要する場合がありますので、資格審査申請書を早めに労働委員会へ提出いただくようお願いいたします。

（できるだけ令和6年11月22日（金）までをお願いいたします。）

〔労働組合資格証明書について〕

「労働組合資格証明書」とは労働委員会が発行する証明書で、労働者委員候補者の推薦書を提出する労働組合が、労働組合法に定める規定に適合する労働組合であることを証明するものです。

もとより、労働組合は自由に結成できますが、労働委員会の労働者委員候補者を推薦しようとする場合などには、労働組合法第5条第1項の規定により、労働組合は、労働委員会に証拠を提出して、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合していることを立証しなければなりません。これらの規定に適合しているという証明が「労働組合資格証明書」です。

◎ 労働組合資格証明書の発行手続

「労働組合資格証明書」の発行には、まず労働組合から労働委員会に資格審査申請書を提出していただく必要があります。

申請がありましたら、労働委員会では、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうか書面審査のうえ、労働委員会の公益委員会議に諮り、資格の有無を決定します。

「労働組合資格証明書」の発行には以上のような手続が必要ですので、労働者委員候補者の推薦書を提出しようとお考えの労働組合におかれましては、「労働組合資格証明書」の交付までにある程度の日数を要することをご理解いただき、資格審査申請書を早めに当方まで提出いただきますようお願いいたします。

◎ 資格審査申請の取り扱いについて

資格審査の申請書について、以下のとおり取り扱いとなりますので、申請書類の作成に当たってご留意ください。

なお、令和2年12月より、申請書等の押印欄が廃止されています。

〔連合団体、単一組合〕

組合員の使用者にかかる審査資料（B・C）について1使用者分と規約について1支部（1分会）分を提出してください。

〔地域一般労組、合同労組〕

組合員の使用者にかかる審査資料（B・C）について、1使用者分を提出してください。

なお、労働組合資格審査に関して疑問・質問等がありましたら、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

兵庫県労働委員会事務局審査課

〒650-8567（固有番号につき、住所記載不要）

神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-3820 FAX：078-341-4564